

ご本人さまの確認書類について

ご本人さまが個人情報保護法（以下「法」といいます。）第 32 条による利用目的の通知または法第 33 条による開示（第三者提供に関わる記録開示を含む）、第 34 条による訂正等および第 35 条による利用停止・消去・第三者提供の停止等をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、ご本人さまの確認書類をご提出いただきます。ご本人さまの代理人をご請求になる場合には、ご本人さまおよび代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人さまが 15 歳以下の場合には、ご本人さまの法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

1. ご本人の場合

有効期限内の次の書類（注：コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。）のうち、いずれか一通が必要となります。

運転免許証のコピー

※住所変更されている場合には、住所変更手続をなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。

住民基本台帳カードのコピー

※「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの[B タイプ]。

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

マイナンバーカードのコピー

「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されている「表面」のみのコピー。

旅券（パスポート）のコピー

顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要です。

各種年金手帳のコピー

各種福祉手帳のコピー

各種健康保険証のコピー

※住所欄には必ず現住所をご記入ください。

在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（両面とも）

2. 代理人の場合

3ヶ月以内に発行された次の書類

親権者（民法 818 条）の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

成年後見人（民法第 8 条、第 843 条）の場合

登記事項証明書

未成年後見人（民法第 839 条、第 840 条）の場合

登記事項証明書

任意代理人の場合（注：本人が 16 歳以上である場合に限り。）

本人が自署、押印した委任状（原本）

3. 成年後見人が法人である場合

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書または現在事項一部証明書のいずれか（注：3ヶ月以内に発行されたものに限り。）